

平成20年度第5回
多摩市町界町名地番整理審議会

(平成21年2月18日)

第1 議事日程

第1 議題

第1 既存区域の町名地番整理について

第2 その他

川田事務局長 皆さん、こんにちは。何となく春めいてきて、梅の花もあちこちで咲いていまして、暖かいなと思ったら急に寒くなったりしていますけれども、今回が年明けてから初めてなものですから、ちょっと遅くなりましたけれども、1年、よろしく願いいたします。

では会長さん、よろしく願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お時間をつくっていただきまして、ありがとうございます。早速始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は9名です。欠席の委員は、北川委員、芥川委員です。それから青木委員から遅れるとの連絡がありました。それから竹田委員さんに連絡中です。条例第9条による会議の成立は過半数の出席であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成20年度第5回多摩市町界町名地番整理審議会を開会いたします。

それでは、本日の審議会につきましては、個人の利害に関する内容も特にないと思われまますので公開といたします。傍聴者につきましては、先着順で10名以内とさせていただきます。

(事務局傍聴者確認 なし)

会長 では、早速進めます。本日の日程は、皆さんのお手元にお配りしました次第に沿って進めてさせていただきます。

それでは、議題1の「既存区域の町名地番整理について」を議題といたします。前回までの審議では、野猿街道と和田中学通りを一定の基準としてとらえ、整理可能地区を答申に向け議論してまいりました。そのような中で、丁目の数がどこまで許容されるのか。整理可能地区の丁目割の付番、和田・東寺方の町界が確定できない理由づけ及び落川、百草地区の編入への取り扱い、丁目割案を地元の説明する手法等、答申に向けた素案などが課題となっております。既に資料は各委員に送付されておりますが、事務局より送付資料の確認をお願いいたします。

事務局 では、私のほうから送付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1についてです。和田地区の丁目割案ということですがけれども、1から付番しており、B、Cがあり、8までのもの、これが資料1になります。

資料2ですけれども、1から9までの割り振りの案になります。

次に、参考ということで、和田地区の丁目割の概算面積を添付させていただいております。1枚になります。

それと、資料3ということで、「和田・東寺等地区の町界整理ができない理由」ということでまとめさせてもらったものがあります。これについてはきょうも議論していただくことになりますけれども、まだ十分整理できてはいないので、皆さんの意見を踏まえながら、もう少しまとめていただきたいと思っております。

それと答申に向けての素案というものを参考につけさせていただきました。これまでの議論、経過を踏まえて、答申の形がどうなるかということ参考につけさせていただいております。これについても今後、最終的に答申をいただくという中で、さらに皆さんのご意見を踏まえて完成していくというような形でたたき台ということで示させていただいたものでございます。

以上が資料になります。よろしくお願いいたします。

会長

今の資料で、皆さんお手元になような資料とかはないでしょうか。大丈夫ですか。

では、整理可能地区の資料として配付しております和田地区の丁目割について一定の結論を出したいと思っておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

とりあえず資料1及び2の考え方を説明させていただきたいと思えます。資料1ですけれども、これが一から八丁目までの案です。今回部分答申ということになりますので、和田と東寺方の町界の部分については、なかなか線が決まらないということで、これはもう少し時間を待とうというところで、このBとCの部分は残すということですが、この考え方として、二丁目、三丁目という考え方があるんですけれども、和田のところ三丁目が既にあります。これは地番は1番から9番までがすでに付番されており、50番から65番も使われております。50番からは道路になっています。1から9があるというところなので、これを取り込んだ形でCをつくっていく。具体的に言うと、10番からCのに付番

していくということです。ですから、Bが二丁目、Cが三丁目として、4、5、6、7、8と振っていく案です。これが八丁目までの案になります。

九丁目の案ですけれども、九丁目はBとDは変わらない。三丁目をこのまま残していきましょうと。Dを四丁目にして、2、3、4という形になりますけれども、そうすればDの地番の振り方は非常にわかりやすくなるというところですが、三丁目というところはかなり小さくなるというところと、九丁目というかなり大きな数字になってしまうというところですね。そういった課題はあります。

1点、九丁目の百草団地のところなんですけれども、このところに戸建ての新規の住宅があるんですね。これについてはコミュニティの関係からすると、こっちの9のほうに取り込んだほうがいいたらと思うています。この辺がずっと森というんですかね、丘陵のところになっていますので、コミュニティとしては9のほうに入る。新規の住宅、戸建て住宅になります。ここに入れたほうがいいのかということで、今後ここを含めた形で9にしたいというふうに考えております。8のところももちろんそうなんですけれども。

一つ、これまでの基準でいきますと、例の六丁目というところがあります。私も気になって、八丁目とか九丁目というのは都内にあるのかどうかということでちょっと調べてみました。お隣の日野市だと南平というところが一丁目から九丁目まであります。三鷹市の上連雀、下連雀というところが一から九丁目があつて、調布市も国領などは八丁目まであります。区だと、練馬区とか世田谷区については八丁目、九丁目がございます。

多摩市の基準では1町の大きさを約100ヘクタール、戸数が5,000から6,000戸とすると。1丁目の大きさをおよそ17ヘクタール、5万坪ですか。戸数が1,000戸ぐらいというところなんです。そんなところから六丁目というものを出してきております。

なお、過去の経過で、説明会等では和田を分割しないというような考え方、中和田とか、上和田とかに分割することはしない。和田を一括し

て和田という町名にするということ。そういった中で、場合によっては九丁目もあり得る。それは戸数の関係、面積の関係からすると、そういうこともあり得るということで、平成18、19年に地元説明会のところでそういう話をしています。ですから、これまでの積み重ねの中では、和田は一括にしていくんだと。そういうふうになると、どうしてもそのくらいの丁目の、何丁目という数は九丁目とか八丁目とか、そういうことが出てくるというようなところは、これまでの考え方等を説明しているところです。

一応、経過も含めてお話をさせていただきました。

会長 今の説明について、何か質問とかご意見とかありましたら。はい、どうぞ。

〇〇委員 質問です。今のご説明の中では、黄色いところ、いただいた資料でいくと、何となく日野市側の開発と一体的な部分かなというふうに思えるんですけども、多摩市側単独の開発ですか。

事務局 日野市と一体の中で、多摩市にたまたま入っています。

〇〇委員 そういう意味ですね。それとさっきコミュニティのお話がありましたけれども、実際のコミュニティとしては日野市のほうも含んだ、いわゆる宅地分譲地としてのコミュニティが既に形成されているんじゃないですか。

事務局 ここに集会所もあるんですけども、やはりこっちとのコミュニティというよりも、こっち側のコミュニティになっているのかなという感じはしますけれども。

事務局 そこにつきましては、多摩市の和田・百草住宅自治会というふうな形で、そこだけで自治会をつくっています。

〇〇委員 ここだけで自治会をつくっているわけですか。多摩市側だけで。

事務局 はい。

〇〇委員 それで、ここの部分は、将来、例えば開発なんかの可能性はないですか。というのは、今のお話だと、こういう形でやるという話ですよ。ここの部分もこっちへ大体1つのコミュニティというふうにみなして、町の境界もこういう形でというお話がありましたよね。だけど、もし将

来こっちのほうに開発が進んでくると、これはこっち側で地番をつけているわけでしょう。開発の可能性がなきゃね。

事務局 ここは公園になって、法面で、かなり急なのりなので。

〇〇委員 そうなる、このほうが自然だということですか。そういう意味ですね。

事務局 そういう意味でこっちに入れ込んだほうがいいのかということなんですけれども、公園になっていますので、開発の可能性はないと考えられます。

〇〇委員 状況がわからなかったものですから。

事務局 ちょうど黒くなっているところ、そのところですね。その下です。

〇〇委員 ここですか。

事務局 ここがちょっと黒くなっていますね。これは既に公園として買収が終わっているところです。ここは今公園として整備していくと。今の計画では、こちらの横のところも含めて緑地として残せないかという考え方でいるところです。

〇〇委員 そうすると、地形的にも9番のほうへくっつけたほうが自然だというわけですね。

事務局 そうですね。

会長 ほかに何かご意見、いかがですか。

〇〇委員 ちょっとよろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

〇〇委員 きょうの審議会で資料1か資料2、どちらかに決めるんですね。

会長 およそ方向性を出したいということは考えているんですけども。

〇〇委員 それで、資料2の場合は、三丁目は現在のまま残すという案ですね。これ、現場を見ますと、やはり既存地域を入れるというのは、ちょっと違和感があるのかなと思うんですね。集合住宅ですから、全部三丁目がね。だから愛宕のほうに入ってもらって、既存地域のところでやったらいいのかなというような感じを私はしています。

会長 2のほうですね。そうすると、今の集合住宅だけは分けてしまうというご意見ですね。

〇〇委員 ええ。それが2の案ですよ。

事務局 そうです。

〇〇委員 現場を見ると、そんな感じがしますね。

〇〇委員 ただ、資料2でも、一応和田は和田なんでしょう。愛宕になるわけですか、資料2は。そうじゃないですよ。

〇〇委員 和田三丁目でしょう。

〇〇委員 和田三丁目として残すわけですよ。

〇〇委員 コミュニティは愛宕でもやっているんですね。

会長 道路を挟んでいるから和田になっているということですね。8の地域が広いんですけど、これが後で振っていくと、将来的にいっぱいになっちゃうというようなことはないですか。

事務局 今、緑地の部分はかなりあるというようなところと、学校があります。だから学校のところが宅地で開発されるということはないと思いますので。

事務局 この近辺が開発の可能性があるのではと。ここからこうなって、この上は何らかの形で残るような形ではと。

事務局 だから緑地として残せばなど、買い取りというよりも緑地として残せないかなというところですね。

事務局 そうすると、開発的には学校を除けば、こういうふうな開発的な状況なのかなというふうには考えられますけども。

会長 そうすると、そこの人口が増えても、ほかの地域とそんなに変わらないというぐらいですか、面積。

事務局 使える土地がほかのところと同じぐらいなのかなというところで、これだけ広いですけども、有効面積的には大丈夫かなというようなところで踏んでいます。

事務局 今、既にこのところにおふろ屋さんというか、新しくおふろがここにできていまして、こちらは帝京のほうの学校になっています。あとはこちら辺が今事業所が道路沿いにありますけれども、この辺幾つか開発がされるということにはなろうかと思えますけれども、住宅の張りつきからすると、他の地区とそんなに差のない張りつきで終わるのではない

かと思えますけれども。

会長 ほかに何か、いかがですか。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 もし、2番のほうでいって、三丁目をそのまま残すといった場合に、このあたりなんですけれども、集合住宅でない一般の家の方が、戸建ての家があるんですね。あと、このあたりに集合住宅でない戸建ての家が2軒ほど建っているんで、これが多分、和田三丁目になっていると思うので、それをどういうふうに含めていくのか、切り離していくのかという。ちょうどこの辺の方は、道がこう来ていますので、完璧に分かれた状態なんです。そういったところも、現場の細かいところは見たほうがいいのかと思います。2番でいった場合の話ですけれども。これを含めてしまった場合であれば、関係ない。ちょっとここが気になるんですけれども、こっちは関係なくなるかなとは思っていますけれども。

事務局 今の話でいうと、この部分については、こっちに入れたほうがいいんじゃないかということですね。

〇〇委員 そうですね。はい。

事務局 あくまで集合住宅の部分だけ三丁目にしてというような。

〇〇委員 ここというのは、ここに道があって、ここは道がない。別に途切れているわけではなく、ちょうど〇〇さんという方のあたりですね。西側というのは道もないままになっていますので、既存に含めてしまったほうがいいのかという。

事務局 あと、ここも2軒あるということですか。

〇〇委員 地図上ではそこが三丁目になっているんですね。和田の3-8というあたりだと思いますけども。

〇〇委員 あともう1カ所が和田の3-3になるかと思います。

事務局 そうですね。

〇〇委員 ここは多分三丁目になっていると思う。

事務局 三丁目ですね。

〇〇委員 1つの意見なんですけれども、今の〇〇さんと同じなんですけれども、2案でいけば、このいわゆる団地の部分というのが1つのコミュニティだから、ここはここで丁目をつけて、こちらを例えば4なら4にした

ほうがいいというのが2案ですよ。それも結構だと思うんですけども、ここが、今〇〇さんがおっしゃったように、ちょうどこここっちがこれによって分断されるような感じになるんですよ。

だから、もし可能であれば、三丁目というのはここでしたっけ。この通りでこういう形でやって、ここが10番台、こっちが20番台以降でやって、三丁目でまとめられれば、それはそれで、そうすると八丁目で済むわけですよ。9までいなくて8で済む。というのは、仮にここで1つのコミュニティだからということでやりますよね。1つの丁目をつけて、これは7ヘクタールあるんですよ。そういう既存の地域との分け方をしましょうということで。そういう形でやると、将来、今度東寺方をやる時に、理屈からいうと、この部分だけちょっと小さいけれども、ここもお隣が1つのコミュニティで丁目残してくれたんだから、ここだけで残してください。こっちが7ヘクタールですから、随分小さいあれになりますよね。今のコミュニティは、これ一緒なんでしょう。今度は丁目で分けましょうということになると、こっちが将来、これは今和田三丁目になっているけれども。

事務局 そちらは東寺方です。

〇〇委員 東寺方三丁目ですね。団地としては一体なんですか。コミュニティとしては一体なんですかね。

事務局 一体でしょうね。

事務局 愛宕の連合会のほうの。ただ、そこは、ちょっと申しわけないですが、管理組合のマップがございますので、皆さんにはお手元のほうにお配りいたします。多摩市全体の、ちょっと古くて多少入り組んではおりますが。

字界でやっているところもありますので、細かい点は多少の差はあるかと思うんですが、ほぼこういう形で。

〇〇委員 83と84ですよ。

事務局 83と84ですね。

〇〇委員 ということは、ここですよ。

事務局 あたご第1とあたご第2自治会。

〇〇委員　　これが83ですよ。だから多分、今これで1つのコミュニティですよ。今度は丁目的にはこれを半分に、もともと今も割れているわけですね。それはいいんですけども、今度は将来、例えば東寺方のほうで丁目を振るときに、こっちが同じことをやっているんだから、ここだけで4ヘクタールだか何ヘクタールだか知りませんが、ここだけで1丁目つくりましょうとかいう話になってくるかどうか。それが、いや、これじゃちょっと狭過ぎるからこっちまで、どこだかわかりませんが、ここで1つの丁目をつくりましょうという形の議論も出てくるわけだから、例えば、これで可能であるならば、こういう形で1つの丁目でもいいのかなど。単純に図面上から見ると、そんな気がするんですけど。おつき合いはこっちでやっておいてもらってね。10番台をつけておいてもらって、20番台以降をこういうふうにつけて、いずれにしても、例えば三丁目なら三丁目という形で、いわゆる1案のほうですか。それもこっちの将来を考えると、1案でもいいかなという気はしないでもないですけど、何とも言えませんけど。

〇〇委員　　今、2案のところ、和田三丁目とか東寺方三丁目があるんですけども、東寺方三丁目を和田三丁目を含めることはできるのでしょうか。現在ある東寺方三丁目を和田三丁目と、集合住宅ですから。そのほうが。

事務局　　技術的には可能ということ。

〇〇委員　　今、コミュニティ的にも全部完全に分かれていますからね。愛宕。

事務局　　そうですね。あとは愛宕団地の連合の中で一緒に活動は、愛宕連合のお祭りであったりというようなことでは一緒に活動していると思います。

〇〇委員　　東寺方三丁目がかっちに入っても異存はないですよ。

〇〇委員　　そうすると、今までの議論から、初めての議論で、要するに字界をこっち側にしましょうということですね。東寺方と和田の字界をここの真ん中じゃなくて、こっちに側にしましょうということですよ。

会長　　ほかに意見、いかがですか。

〇〇委員　　ただ、仮にこっちにやるとすると、この人たちは今の住居の地番が全部変わってくるわけですね。和田にね。それでどういうメリットがある

かと。要するにいわゆる自治会としては構わないんでしょう。今、東寺方がついていて、こっちと一緒にやっている自治会活動とか、コミュニティ活動は全然影響しなくて、わざわざこっちまでやる必要があるかどうか、字界を。ここで和田三丁目になっているわけですね。

事務局 そうです。

副会長 東寺方がここにあるのというのちょっとね。これだけね。これだけという。

事務局 今、〇〇委員さんがおっしゃられたような、あそこの3と書いてあるところの東寺方と和田の三丁目の両自治会さんのほうから、前回のときも言いましたけれども、愛宕のほうと今コミュニティが一緒なので、愛宕の町名といいますか、編入できませんかというような要望は過去に、下の3と書いてある自治会さんのほうからは要望があったことはありますということです。

〇〇委員 そうすると、今度逆にこの境がわかりにくくなりますよね。愛宕と和田とか東寺方の境がね。だからこれはこれでという話だから。

事務局 そうですね。集合住宅と戸建て住宅との境を町名の境にするかというようなお話にすれば、愛宕にということは可能かと思えますけれども。

会長 和田三丁目とか、東寺方三丁目の集合住宅というのは、都市計画的にはニュータウン区域に入っているんですか。

事務局 そうです。ニュータウンの区域です。

会長 そうすると、そのほかと都市計画的にはまるっきり違う扱いですね。

事務局 そうですね。既存のところとニュータウンとの違いということでは明確にはなっていますね。

〇〇委員 このエリアの人からすれば、要は和田には違いないので、ただ、三丁目になるか四丁目になるかだけの話ですね。だからそれがそんな大きな意味を持つものかどうなのか。いや、こっちとは明らかに自分たちは違ったコミュニティであるということをはっきりしたいから、自分たちの地番を四丁目にしてくれという、そこまではどうなのかな。

事務局 今、お示しいただいた例のところは、今回整理として残している中の百草というようなところ、ちょうど薄く書いてありますけれども、区

域であることは確かなものですから。

〇〇委員 この部分ですよね。

事務局 そうですね。

〇〇委員 でも、百草を四丁目にしてくれというわけでもないですよ。やっぱりこうなりますよね、やるとすればね。こうなるか、こうなるかだけの話です。だから、例えばこういうふうに大きくしちゃった場合に、いわゆる地番が100番台までいっちゃう可能性があるんだったら、こういうふうに分けてもいいだろうし、それがなければ、1案と同じような形で全体の丁目を八丁目で抑えるとかというのも1つの考え方かなと思いますけど、何とも言いようがないです。地元の方が一番おわかりになるでしょうから。

会長 ただ、地域外からいらした方からすれば、コミュニティで分けるよりも、三丁目が広くても、位置的にはっきりしているほうがわかりやすいかもしれないですよ。2と3の間に4が入っているなんていうのは。

副会長 現実的には、この百草というのがDとかBとかという記号で振ってあるけれども、現実的には三丁目にするのが一番、百草というところを四丁目にするとかというのもちょっとおかしいし、先ほど言われたように、九丁目まである必要性もこの大きさから言ってもなさそうだから、考えられる線引きとしては、Bを二丁目、Dの先ほど言ったところも含めて三丁目と、百草と合わせて三丁目みたいな、Dと3を合わせて三丁目みたいな区割りにしていくのが最も妥当なような気はしますけどもね。

会長 そうすると、先ほど〇〇委員さんにご指摘いただいた、集合住宅でないお宅が入っているというようなところも一緒に含んでいってしまえば、今そこでわざわざ線引きどうこうという、五丁目に近いほうの方はまた話が別かもしれないですけど。

 どうでしょう、皆さんのご意見。

事務局 ある程度大きな道路ですとかいうところを明確にしていくとなりますと、今の3のわきにありますが、5の下のところにあります和田三丁目の集合住宅が少し残っていますけど、その部分。それから先ほど〇〇委員さんがおっしゃられた個人的な住宅があるところが2軒、こちらに

ありますね。そっちじゃなくて、先ほど黄色で丸を書いたところですけど、こちらですね。あそこは、今はここには5と書いてありますけれども、道路で全部そこに編入してしまうということを考えれば、縦の線ですばっと切れて、同じニュータウンの中で、片や三丁目は残っていたとしても、片や三丁目だったところは、これだと5になりますけれども、5というようなところに今度は編入して、もう一度地番を振り直すとなれば、明らかに縦の線と横の線とでは分けもできるし、それから既存の住宅の方々も一緒に整理されるというふうなことは可能かなと思いますけども。

さらに、これは2案のほうですから、1案のほうだとすると、これが4になりますから、そこを4の中に入れてしまっ、黄色い線のところで全部整理してしまうという手法も技術的には可能だというふうには思います。今、そのCと書いてあるところも下から三丁目として大きく整理してしまっ、既存と、今黄色く囲ってくれたような整理の仕方もあるかなと思います。そうすると、戸建ての方、それから集合住宅の方は一緒に整理ができてしまうというメリットがあるかなと思います。

会長 今は集合住宅と戸建てと言っても、将来的にはわからないですよね。集合住宅がもっと増えている。

事務局 集合住宅と言っても40年近くになりますので、あと10年、15年たった段階では集合住宅もある程度リニューアルということも考えられるかと思います。

会長 ほかの地域を取り込んでという部分もないとは言えない。

事務局 そうですね。

会長 明確な道路できっちり丁目割をしていったほうがいいのかもしいですけど。

 いかがでしょう、皆さん、意見として。〇〇委員さん、いかがですか。

〇〇委員 私のほうも和田三丁目が、今の1案で4番に2棟集合住宅が入っちゃっているんですね。これがそっくり、今言われましたように、四丁目にしちゃったほうがすっきりするんじゃないですか。今はそのままです。

っておいても、いずれは2棟ぐらいの集合だけと、ここでちゃんと縦割りに切れた場合に、後になって2棟ぐらいはいずれ、すぐに取り壊しまではいけないけれども、もう30年もたっているし、そんなようなわけで、あと右のほうのCへ入り込んだほうが、三丁目のほうに入り込んだ面積の面としてもいいんじゃないかなと思うんですね。Dの百草というところを、僕は三丁目にしたほうがいいんじゃないかと思うんですね。

会長 わかりました。そうすると、1案で、道路で明確に分けていくというようなご意見ですね。

〇〇委員 三丁目と四丁目の境を縦割りにして。

会長 いかがでしょう、皆様のご意見は。

〇〇委員さん、いかがですか。

〇〇委員 何とも言えないんですけど、今の自治会の割り振りで見ていくと、大分コミュニティ変わるなという感じがして、どんな意見が出るのかなというのがちょっと何となく。愛宕団地についても、第1ブロック、第2ブロック、第3ブロックということで、右の東寺方の三丁目と和田の部分と、それから真ん中の大きなCの下のところが第2ブロックで、左側が第3ブロックという感じで形成されているようなんですね。そこがその隣と一緒にすよね。和田も一緒にすよね。その辺が3になっていますかね。これが愛宕連合自治会みたいな形の中で、すべて愛宕に取り込まれて、コミセンなども全部愛宕のコミセンを利用されているというような感じなんですね。接点まるっきりないという形の中で、丁目だけが一緒になってきて、果たして既存と、コミュニティはないままにも、その先どうなるのかなというの。

あともう1つは、これはたればですけれども、そもそもニュータウンの計画の中で、外側には必ず道路をつくるはずなんですけれども、一切できていないじゃないですか。だから分けようがないというのがあろうかと思うんですね。苦し紛れにつくられているというのが、何回も申し上げていますが、愛宕の郵便局から真っすぐ北側に延びた道、あれは完璧にしり切れトンボで計画倒れみたいなものですよね。その周りすべて、通常はこういう開発地域と既存地域を分けるための道路とい

うのは必ずつくっているはずなんですよ。ところが、つくれないまま放置されて、このような形になっているから、今の悩まなきやいけない稜線になってきちゃうんじゃないかなという気がするんですよ。

ただ、どこまでニュータウン地域として仮定するのかといった場合に、例えば、既存と団地を、2とCを一緒にしてしまう。三丁目という形で2の部分とCの部分と和田の一部を一緒にしてしまう。それから4の部分と3の部分と一緒にしてしまう。そういうふうにした中で、ニュータウン区域が2、3の部分だけなのか。用途地域から考えてあげれば、地元の反対は出ないんじゃないかなという気がするんですね。隣接した部分、もっと広い範囲で、建ぺい、容積をよくあげるよとか、用途地域をよくしましょうという都市計画から考えてあげれば、例えば、東寺方三丁目の1の部分などももっとすんなりいくんじゃないかなという気はしますよね。

基本的には1のほうがすっきりするのかなという気はしますがけれども、ただ、あたごの第1、第2、第3ブロックのほうでやっぱり愛宕の連合の中で愛宕団地にというのであればどうかなという。和田三丁目って無理やり残すのはどうかなというふうにも思われる部分がありますけれども、将来的には1の形が一番いいと思うんですね。私個人ではそう思うんですけども、コミュニティの関係とか、愛宕団地、和田三丁目、東寺方三丁目にお住まいの方がどう思っているのか。仮に例えば、そこは全部公共の土地ですよ。東京都。

事務局

東京都です。

〇〇委員

ですよ。だから私個人じゃどうにもしようがないわけですね。またがるような建物が絶対建つわけないところなんです。強いて言えば、公共物で分かれているという考え方もできるわけです。工作物というか、道路はないけれども、公共物、あの中、道路を一々つくっていませんよね。切っていませんよね。いっぱい道路は入っていますけど、主要道路だけで、あとはみんな公図は1本になっていますよね。いかようにでもいけるところですよ。そう考えると、別に、例えば愛宕にしても悪くないのかなという気もしますし、いかようにでもいけるのでは

ないかという気はするんですけども。

〇〇委員 愛宕にするメリットというのは、いわゆる連合自治会でコミュニティが愛宕のほうだから、あるいはニュータウン事業だからということですよ。ね。

〇〇委員 はい。ニュータウン区域という位置づけの中で。

〇〇委員 プラス何かどういうメリットがあるのか。要は、今回の案でいけば、1番も2番もそこに住んでいらっしゃる方は何も変わらないわけですよ。ね、地番整理という意味ではね。何の影響も受けないわけでしょう。要するに今の地番がほとんど使えるということで。なおかつ今、愛宕連合自治会の中に入って1つのコミュニティをつくっているということで、生活の支障は今のところ感じないわけですよ。だから、町界町名地番整理を契機に、大字の区域の変更を1番、2番に及ぼす重大なメリットというか、よっぽど大きなメリットがなければ、このままでもいいように、むしろ下の赤い大きい通りでわかりやすい町界町名をつくっていったほうがいいような気がしないでもない。

さっきのご紹介の中で、左側の3番のところは、2番とか1番とは違ったブロックですよ。ね。愛宕のほうであってもね。第3ブロックとおっしゃっていましたよ。ね。

〇〇委員 第3ブロック、そこともう1つ、愛宕神社の横も入っているんですよ。

〇〇委員 だから、いわゆる2番と1番とはちょっと違ったブロックに入っておられるわけですから、逆に言えば、あれで言えば、あのラインで線で引いちゃっても、2番と3番が離れちゃうから困るということでもなさそうだから、この1案で、ゴルフ場の通りですばっと、さっきおっしゃったように引いちゃってもいいような気がしますけど。このほうがわかりやすいという。それはそのとおりだと思うんですけども、ちょっと気になっていたのが、これは1つの団地でこういうコミュニティがあるのかなと思っていたら、こっちは愛宕連合自治会の中の第2ブロックだと、こちらは第3ブロックだという話で、こっちとこっちはブロックが違っているみたいだから、もしかするとコミュニティもちょっと違うのかなと。そうだとするならば、こことここを無理やりにくっつける工夫

をしなくても、これですっぱり割って、これはこれ、これはこれという形でもいいのかなという気がしますよね。

会長 番地が道路に対する位置関係がどこにあるかというのを示す符号だというふうにとらえられれば1でもいいと思います。

副会長 先ほど〇〇さんが言われたように、1、2、3って確かに東京都と分かれているからということもあるけれど、上から地図で見たときのシンプルさというのだと大して影響がない。地域の……。

〇〇委員 理想はやっぱり1案なんですね。ただ、地域に話したときに、どんなふうなご意見が出てくるのかなというのものもあるし、今回、BとCは関係ないわけですね。丁目の設定をしないところですね。だから実際に四丁目と3が関連が出てくるわけですね。上和田自治会のほうがどういう状況になるのかなというのもちょっと気になりますし、3の頭の3ブロックのところ、第3ブロックの方たちがどう思われるのかなと。

副会長 ただ、将来にわたって、できることなら、いろいろ長い年月にわたって、シンプルであればシンプルであるほうが地図を見たときなり、動いたとき、もちろんこのところが、先ほど言われたように、建て直しなのか、リニューアルなのか、それはわかりませんが、10年とか20年とか、幾らコンクリートの建物でも、そのうちには直すでしょうし、また全然違ったような住居とか、そういったものになる可能性もありますよね。高層になったりとか、いろいろなことも含めて考えると、今、1、2、3でこのところを線引きするよりも、道路でシンプルに分けてしまったほうが、先々どういうふうにその人たちが考えるか宿題みたいな形でしっかり分けてしまったほうがいいような気がするんですけどね。

〇〇委員 この案というのは、地域に対して前もって示されるものなんですか。それともいきなりぼんと出ちゃうものなんですか。

事務局 これも次の審議のところで、その説明会をどういう形でやるかというところの審議をいただきたいなと思っておりました。2つやり方があって、1つは答申が出た後に市が実施するか、または、審議会が答申の前に、地元の意見を聞きながら答申をしていこうということで、審議会が

地元の意見を吸い上げるような説明会を開いていくというやり方があるんですね。今、教育委員会がやっているのは、審議会のほうでも答申にあたって、あまりかけ離れた答申をしたくないということもあるのでしょう。説明会というか、案を出して行って意見を吸い取るというのが実態としてあるので、だから入り方として、後ほどまたご審議をいただきたいなどは思っているんですけども、2つの方法がありますよということなので、もしいろいろ議論が出そうだとということが予測されるならば、答申の前に一度地元意見を聞いておいて、その辺のことを踏まえた答申を出していったほうが、バランスのとれた答申にはなるのかなというふうには思っています。

会長 今のを踏まえたようなところで、地域からの意見というのを吸い上げられるチャンスがそういう方針をとればあるということですよ。

〇〇委員 先にある程度ご説明していただいたほうがいいかなというふうには思います。こんな案が出ていますよということ。具体的にどこかだけというわけにもいかないんでしょうけれども、特に愛宕の3ブロックと4丁目になろうかと思われる部分というのは説明してあげたほうがいいかなと。あとは皆さんほとんど丁目と番地が変わってくるだけですよ。

会長 整理されるだけです。

〇〇委員 そうですね。コミュニティはもとのままやってくださいと言って、どういうふうに変ってくるかわからないですけども、実際に愛宕の3ブロックのところと和田の上和田自治会でも同じような物の言い方ができるんですけども、ただ、どうしてもそこが一緒くたになってくるといって自体で意見が出るかどうか。それに対して、全く今までと同じ自治会の割り振りで結構ですということ、ここの部分とこの部分、自治会をもう1回割り振りする必要はないよということであれば、承知していただけるんじゃないかな。実際にこの一帯、ここが上和田自治会でした。

事務局 上和田と。

〇〇委員 こっちが町界ですよ。ここが和田公園自治会というのが新しくでき

ているんですよね。この辺に並木が入り込んできているんです。だから非常に入り組んできてはいるんですよね。

会長 ただコミュニティによって分けたのではなくて、あくまでも位置的なもので。

〇〇委員 呼称だけで分けていますということ。

会長 それをきちっと説明をしてわかっていただくかどうかという話ですよ
ね。

〇〇委員 わかっただけならば、こういうところも整理できる可能性はなきに
しもあらずなんです。まず、ここで、モデルじゃないですけど、やっ
てみていかがかなという。こっちの理解が得られると、この辺も何も出
なかったよと。自治会の解体は一切ございませんという話の中でいける
かどうかというところですね。

会長 そうですね。

〇〇委員 それができれば、しばらく置いて、この辺のところもどうなるか。こ
のあたりもどうなるかという部分もあろうかと思うんですが。

会長 この整理はあくまでもどこに位置しているかの分類だけで、コミュニ
ティとは別の問題ですよということを皆さんが理解してくださるかど
うかですね。

〇〇委員 そこを十分ご説明申し上げて、どうかという。

会長 ことですね。そうすると、どうでしょう、皆さん、ご意見。
ちょっと一度整理させていただくと、やはり1案のほうが良いという
ふうな考え方で整理してよろしいんですか、方向性としては。

〇〇委員 あえて9番までつくることなく、そんなに広い面積じゃないんだから。

会長 それで、先ほどらいあった和田三丁目の道路を挟んだ西側の離れたと
ころは四丁目にしたほうが良いというお話で整理してよろしいですよ
ね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会長 地域に方に理解していただければ、そこまでちょうど、道路の区割
りで整理した形で三丁目を四丁目に変えていただくという考え方ですね。

〇〇委員 それで地域にご説明申し上げます。

会長 納得していただけるかどうかですね。

〇〇委員 どんなご意見をちょうだいできるか試してみたいかがですかということ
ことです。

会長 そうですね。

事務局 この部分を取り込むという、こちら側というふうな。

会長 その方針については、今そういう形ですね。
あと、今ちょうど地域の説明の話が出てきましたよね。

事務局 そうですね。

会長 地域の説明の点で、今〇〇委員さんからご意見がありましたけれども、
ほかに何か。

事務局 ちょっと気になっているのが、百草の扱いなんですけどね。どう説明
するかというのがちょっと。

副会長 せっかくここまで来たんですから、先ほど〇〇さんが言われたように、
百草も三丁目になりますという話を持って行って、ここだけを単独で残
すということは不可能でしょうし、同時進行させたほうが話は、一つ一
つあれするよりも。

〇〇委員 仮に、例えばBのところを二丁目にしてしまって、点線から下が3に
なるわけですね。要は右側の東寺方、落川との境がまだあやふやな部
分があるのと、百草の地名が云々という話もありますよね。将来の宿題
ですよという中で残してしまっただめなんじゃないかな。多分そこを引
っぱり出すと、またいろいろ。

事務局 問題が起きる可能性がありますね。

〇〇委員 はい。だからできるところからやりましょうということでここまで来
ていますから、決まるであろう部分だけは形をつけちゃってもいいんじ
ゃないかなという。

会長 その辺は。

事務局 説明の仕方になると思いますね。このCの部分、これを見ると、ど
うしたって和田三丁目でしょうみたいな話になってくる可能性がある
ので、その辺をどこまで。

会長 その辺決められないから、今回のところには含まれていませんという

話に。

- 〇〇委員 だから1、4、5、6、7、8までを。
- 副会長 言わないというのも。
- 事務局 それでいいのかどうかというのもあるんですね。
- 〇〇委員 方向としてはこういう方向で議論がなって、また決定事項じゃないけどというぐらいの。
- 事務局 例えばそういった余地があるのかというふうに言われた場合に、いや、なくはないですよという話ではできないことはないかな。こう思うところがあるので、これ以外のところを三丁目にするという話し方はあるのかなとは思いますが、それについてどうなんだと聞かれると、望ましい形ではないなというふうには答えざるを得ないのかなと思えますけれども。今回の割り振りの中で、百草はもうなくなっちゃうのねというふうに言われる可能性がなきにしもあらずかなというふうに思ったので、老婆心ながら心配はしたんですけれども、まだ決まっていなくてすからね。
- 〇〇委員 Bのところも大体線引きはある程度いっていると思うので、二丁目でもいいんじゃないかと思うんだけどね。
- 事務局 Bはね。Bは多分、こういった境がどうなるかというだけの話ですから。
- 副会長 なぜBになっているのか。
- 事務局 ちょっと違うんですね。こっち場合は百草なので。
- 事務局 多分、地元の説明会には、この部分からこっち側だけを地番を振ったような図面でお出しするような形になりますので、B、Cというのは、現況の境だけの方向性のほうがよろしいのではないかなと。というのは、整理できるところからという基本的な野猿街道と和田中学校通りを一定の基準としてというふうに整理、今までの流れの中ですから、そういうような、1、4、5、6、7、8を整理したいということでご意見をお伺いしたいんだというふうな形での説明的な資料にならざるを得ないのかなと、事務局の私の個人的な考え方ですけれども、そういうふうには考えてはございません。

- 会長 とりあえずやれるところというのに問題を生じさせない手法ということですね。いかがですか。よろしいですか。
- 〇〇委員 できるところだけを先にやって、あとはB、Cと和田三丁目を、現段階ではできるところだけを先にやるという。
- 〇〇委員 説明会はどこにやるんですかね。和田の自治会だけにやるんですかね。それとも今まで東寺方もあって、要は今回できる答申をまず早めにやりますということは、例えば東寺方とか、あっちの自治会さんのほうにはそういう話はしなくていいんですかね。
- 事務局 今回の町名地番整理をしているのが東寺方・和田・落川・百草等と両方の地域の整理ということを前提にしているものですから、事務局としては両方を集めた中での説明かと。できるところからという言い方がいいのかなと。ただ、人数的な問題だとか、いろいろなお考えがあるでしょうから、一緒にすると話がややこしくなりそうなのであれば、代表の方がいらっしゃるので、和田地区、東寺方地区などに分けてご説明させていただくというのも方法かと思います。
- 今、黄色で大きくくったのが今回の整理をしていきたいと思いますという枠でございますので、これが前提ですよという話にさせていただきますけれども。
- 副会長 これは2案。
- 事務局 1から9とか、付番は別として、黄色い枠だけの。
- 事務局 ここが対象エリアだということなので、ここに向けて説明していかないといけないだろうというふうに言ったんですけれども。
- 事務局 ですから、会場を2会場に分けて、総合体育館を使うとなれば、総合体育館の近くの方というと、どっちかというと東寺方などの方が多いかなと思います。和田中学校を別の会場としてやったときには、和田などの方々が多く集まるかなというふうには思いますけれども、できれば2カ所ぐらいは最低やる必要があろうかなとは考えております。
- 〇〇委員 そのときの説明に、今回一番影響があるのは和田三丁目の団地の人、あの2棟の。
- 事務局 そこですね。

〇〇委員 その関係者がうまく入って。四丁目になるところの方々にもやりますよということを、説明会に出ていただくような形をうまく。

事務局 アナウンスしないといけないですね。

事務局 前回ですかね、和田の百草自治会の雨田川のところの説明をした際には、その辺の周知の仕方というんですか、説明会がありますよという周知の仕方が徹底されていないとまずいんじゃないかというようなご意見もあったかと思imasuので、今、〇〇委員さんからもおっしゃられたようなところを含めて、丁寧なアナウンスをしっかりとしていく必要があろうかと思imasu。その辺は事務局のほうで、例えば自治会長さんを通して、または回覧板ですとか、どうしてもということであれば、個別の配布も必要かと思imasuけれども、その辺は地元のご意見も伺いながら対応いたしますけれども、あとは説明会としては、先ほど〇〇委員さんがおっしゃられたような素案の段階で地元に出ていくか。またはある程度方向が決まった後で出ていくかといいますか、こういうふうにしますよという言い方にするかというところだと思imasu。ですので、素案ということであれば、ぜひこの審議会としての意見を伺うというような形にさせていただいたほうが良いと思imasu。市役所としての事務局が説明するだけではなく。いかがでしょうか。

会長 説明会について、何かご意見ありますか。

〇〇委員 今まで何回か説明会をやってきましたよね、この会でも。そのときは審議会の事務局として、事務局の方々だけが行かれた。今の話だと、今回事務局の方々に加えて、例えば審議会の正副会長さんとか、そういう方々が一緒に同席をして説明をしたほうが良いという、そういう話ですか。

事務局 過去の経過でございますが、前回の説明は、1回目が並木と東寺方自治会さんのほうにご説明に行ったときには、ここの町界ということではなくて、まず、共通理解案のこの町界はいかがですかということはちょっと無理だったものですから、野猿街道から一部森沢商店のほうに入りまして、ここをこういうふうに行ったときには町界として、並木自治会さん、東寺方自治会さん、いかがですか。それから体育館のところにも

う1本道があったんですが、そこから旧都道としたときにというふうな形の、ほんとうに細かいところでした。

それから、多摩市百草自治会と東寺方自治会につきましては、この町界をこういうふうにするということにしたときに、ご意見としていかがでしょうかというふうな形の、全体にわたるといような状況ではなかったというふうに記憶しております。

事務局 そのときの出席はだれが。

事務局 そのときには一応課長、担当2名ということで、3名でご説明をさせていただきます。

過去の経過は、大変申しわけないですけども、昭和の時代のものまでは記録をさかのぼれないで、大変申しわけなくは思っているんですが。

会長 わかりました。

〇〇委員 要は、いずれにしても、地元説明するにしても、今までは事務局でやっていただいていたと。だから今回も事務局でやっていただいて、それを整理して、審議会として答申をしたほうがいいのか。あるいはこの審議会として、いわゆる答申という最終段階になったので、最後の詰めといたしますかね、ご意見を伺うという、1つの案がまとまってきたので、そこで審議会の関係者も出て意見を聞いたほうがいいのか。どちらがいかということですよ。

事務局 それで、先ほど課長のほうからご説明させていただいた例としては、直近の中でのいろいろな審議会というような、多摩市の場合ですと、学校の統廃合の部分につきましては、審議会として説明会をいたしました。その場には当然、事務局である市の職員も出て、いろいろな資料の説明だとか、そういうものについては市の職員がさせてもらって、その場で審議会の委員さんの方々も実際に市民の方々のご意見を伺って、最終的なものを確定させるんだという考え方で、審議会が開催ではありますけれども、説明等は市の職員等がかなり説明をしていると。

ただ、根本的なところの部分では、会長さんであったり、それぞれ部会というのをつくっておりましたので、部会長さんなりがそこでの説明をされたというのが最近の多摩市の中での審議会というような考え方

なものですから、最近によく市民の方のご意見を伺った審議会の答申をすべきだというようなこともあるので、審議会の委員さんにもそのような形でご協力していただいているのが昨今の審議会ですので、いかがかなということ、私、事務局としては、できれば審議会の方が同席されたところで説明させていただくのがよろしいのかなというふうに考えたものですから、そのように説明させていただきました。

会長 皆さん、ご意見いかがですか。今までの地域の方たちからの意見の仕方、どういうふうにするのが一番よさそうかというような。

〇〇委員 今、審議会で説明をということなんですけれども、その場合に住民に対する周知徹底というのは審議会としてやられるのか。従来は大体自治会が媒体となってそういう周知徹底をして、おぜん立てをしてやってきたわけなんですけれども、今度、審議会が表立ってやる場合には、そういう対象者の周知徹底とか、そういうものをどうされるのか。従来どおりに自治会を動かすのか。あくまでも審議会が全体をやるのか。和田のほうで周知が、よくわからなかったというご意見も前ありましたからね。その辺どうされるのか。

事務局 前は平成19年8月に2回やっています。東寺方自治会と百草自治会に向けてやったということで、かなり人数的には少なかった部分があります。今回考えるのは、全体のエリアで、考え方が答申に向けて、部分答申ということでやれるところからやっていくんだという大きな方針ですよ。それを全体に向けて説明していく必要があるだろうと。やらない地区、やる地区が出てくるということもあるので。となると対象となる自治会が、全域の自治会に対して、2回に分けますけれども、どちらかに出てくれというような話になるのかなということになりますので、当然、対象となるエリアの自治会に向けての発信と、例えば広報とかホームページとかも使ったものになるか。いずれにしても、個別の自治会に向けはもとより、全域に向けて発信していかななくてはならないのかなと考えています。

〇〇委員 その辺がはっきりすれば、それでいいんじゃないですか。東寺方は自治会が1つですけれども、和田の場合は7つか8つありますから、そう

いう意味では大変だと思うんですね。その方向性がはっきりすれば、審議会で説明したほうが実際聞けてよろしいんじゃないですか。意見がね。

〇〇委員 和田だけ1回じゃ大変でしょう。範囲が広いし。東寺方の場合はいいけど。

〇〇委員 どれぐらいの人が関心を持ってくれるかという、どれぐらいのPRができるかということですね。あまりBとかCの人を集めちゃうと、何でうちだけ抜けているんだとなっちゃいますから、どうしようかなという、声をかけるにしても、ちょっとつらいなという気がしますしね。

〇〇委員 難しいよね。

〇〇委員 難しいですね。

〇〇委員 和田は大変だよ。1回じゃ済まないよね。

〇〇委員 かもしれないですね。

事務局 確かに東寺方の人に声をかけても、何だやらないのかと、行っても意見がないという話になっちゃうかもしれないし、そういう意味ではかなり難しいですね、呼びかけが。

〇〇委員 和田の場合は難しいと思うんだよね。

副会長 1、4、5、6と決めたけど、そこで私はやっぱり5だけど、4のほうがいいとかといなされちゃったら、ないかもしれない。

〇〇委員 8は全く外れてくると思うんです。

〇〇委員 Cのところと2のところだけだって難しいんじゃないでしょうか。

〇〇委員 そうですね。ただ、今回変えようとしているのは、1、4、5、6、7、8ということですので、1、4、5、6、7という部分に対してやっていく中で、B、Cの人をまるっきり省いていいのかどうかというのもありますし、この人たちを入れたときに、何でそこがという部分の説明もできるようにしておかなくちゃいけないと思いますが。

副会長 だからってBとCだから、2と3だねってわかるものね。

〇〇委員 わかっちゃいますからね、だからそこはほんとうに、1、4、5、6、7、8という割り振りだけをつくったものを出して、ご説明いただいて、BとCの部分は今後の状況を見ながら、やっていくよという。ただ、それには町名の整理がありますと。それから、東寺方と和田の町界の整理

もありますと。これが大きな課題になっているから今はできませんという話をするしかないんじゃないかなと思うんですね。

会長 要するにできなかった理由をわかっていただけるように明確にしておかなきゃいけないという話ですよ。

〇〇委員 そうですね。これを見ていただければ、多分わかると思う。この境界を見ていただければ。

副会長 このBとCのところは線も何も引かないで、一くくりにしてBとCみたいな形しておかないと、説明するときにはややこしいかもしれないですね。

〇〇委員 番号が1、4というふうに、2、3が飛んで押してあるということは、2、3はこのエリアでやるんでしょうという話ですよ。ある程度話はせざるを得ないですね、聞かれれば。

副会長 説明はしなくてはならないですけども、それは確定していませんけど、今のあれではこういうおよそ百草は三丁目にしたいなという。

事務局 実際、2、3の下のところ、ニュータウンの区域のところの和田三丁目というのは今実際に存在しているわけですからね。だからどうしてもそこを抜かして説明しても、何となく3は下にあるよなというのはわかるわけですから。

PRにつきましては、先ほど課長から説明させていただいたような形で、自治会さんへの回覧板、それからあと掲示板のところ、それから、これだけの広さなものですから、たま広報を使つての部分、それから公式ホームページ等を使つてのPRということが基本になろうかと思えます。個別の配布ということになりますと、これだけの広さになりますと、ちょっと難しいなというのが私どもは考えているところで、実を言いますと、予算的にはそういった部分の計上ができていませんので、広報と回覧板等を中心にお願ひさせてもらえればなと思っています。

会長 そうすると、その辺はまた検討していただくにして、あときょう配付していただいた資料で、資料3の「和田・東寺方等地区の町界整理ができない理由」、この辺に対してプラスアルファ、これはまずいよとか、こういうところはさらにきちつとっておいたほうがいいんじゃない

かとか、そういうご意見ありますか。一応まとめていただいていますけれど。

事務局

資料3を私のほうでとりあえず読んでみます。まだ事務局のほうでもつくり込みが十分できていないので、また皆さんの意見を聞きながら、完成されたものをつくっていききたいなと思っています。

和田・東寺方等地区の町界整理ができない理由。野猿街道側。地元要望である東寺方案、並木自治会案ともに、両自治会（東寺方自治会、並木自治会）の境界に沿っており、一部不変的な地形地物（道路、河川等）がなく、また境である道路等についても、幅員が狭くわかりやすさの面からも将来に課題を残す。

町界として野猿街道や旧都道の案もあったが、コミュニティの分断等により地元の理解が得られないとして意見の一致をみなかった。

落川の東寺方への編入については、雨田川側町界案を前提として、説明会等を開催し一定の地元理解を受けている。

雨田川側です。現和田三丁目をどう扱うかについて。これはきょう意見を踏まえていますので、これについてはちょっと表現が変わります。

説明会等で地元を示した雨田川側町界案に対し、一部の住民より市に対し百草の和田への編入を含め、反対の意思表示がされている。

共通理解案における理想的な町界としての都道3・4・19号線とする考え方がある。

雨田川側町界案に対する落川（東寺方自治会）側は特に反対の意見等は見られなかった。ということですので、町界整理ができない理由になりますので、今回ここは手をつけないのでということの理由、整理を挙げていくということで、言葉の使い方等を含めて、もう少し整理させていただきたいなとは思っています。

会長

特にこれらの内容で何かありますか。気になるとか。

〇〇委員

野猿街道側のところの部分なんですけど、「両自治会の境界に沿っており」とあるんですけども、要は民地と民地の境界だというふうな言い方ができないかなということなんですけど、一般に説明するときによ

っとわかりづらいかなという。あとは、「一部不変的な地形地物」とあるんですが、これは公共用地がなくというふうな、括弧、道路とか河川とかがないからというふうに、同じことなのかもしれませんが、わかりやすく書いていただいたほうが。

事務局 一部不変的という意味が、確かにとらえ方によると何ですかとなってしまいかもしれませんね。道路、河川等の公共施設とか何とかと言ったらいいですか。

〇〇委員 そういうふうな形で具体的に言っていただいたほうが。

事務局 はい。

〇〇委員 よろしいですか。この雨田川の下から2つ目、「共通理解案における理想的な町界」、これはどういう意味でしたっけ。

事務局 共通理解案というのは、平成9年に野猿街道と3・4・19号線、一度この審議会の中で共通理解案で地元へ提示していきましょうということで、会長さん、副会長さんに一任されたというふうな経過がございますが、その後、それが地元のほうに提示されなかったという意味で、共通理解案という言い方をさせていただきますのは、野猿街道と雨田川の町界と共通理解案があるをご理解いただければと思います。

〇〇委員 多分、このままだと何を意味しているかわからないと思いますので、もう少し具体的なラインを、説明を。

事務局 そこは野猿街道と3・4・19号線というふうな書き方をすればわかるのかなというふうには思いますので。

〇〇委員 今の3・4・19号線については、途中審議会ですぐでいきましたというのがあって、その後の経過を見ると、これが否定されていますよね。その辺と、今、言われていた雨田川と野猿街道の案に対して、こういうのが理想ですよということを言いたいんですか、これは。

事務局 審議会としての、その当時は理想として、この大きな都道で区切っていくのが理想でしょうということで、皆さん共通の理解を得たということでそういうふうに言っていたことなので、それを見ないと、多分、普通の人はわからない。

〇〇委員 あと、できなかったという理由の中にこれがあるからというのとはち

よっと違うのでね。できない理由の中に3・4・19号線が、これが理想的なものだということ。だったらはっきりと、今までの雨田川とか野猿街道はだめで、3・4・19号線としか考えられないなら考えられないと。だからできないんだという形ならいいんですけども、はっきりそれを表現したほうがいいと思う。今までの私が理解している過程では、審議会で3・4・19号線でいく案があったけれども、その後の審議で否定されていますね。だからその辺をあれしないと、できない理由ですからね。理想とかじゃなくて、その辺の表現を工夫していただきたいな。

事務局

野猿街道側のところの、1番目も2番目もそうなんですけれども、例えば2番目のほうで、「町界として野猿街道や旧都道の案もあったが」という、この辺ですよ。この辺の、要するに地元の案はかなり複雑に入り組んでいて、一方、審議会が理想とする案というのはもう少しすっきりと公共物でというようなところの、その辺のギャップが埋められなかったというところに尽きるかなと思うんですね。その表現をきっちりわかりやすくしていくというところで。

〇〇委員

はっきりしていただきたいなと。

〇〇委員

あと、文章のまとめ方なんですけれども、別に異論を挟むわけじゃないんですけども、一応表題が町界整理ができない理由となっていますよね。野猿街道側も雨田川側も上のほうは何々だから課題を残すとか云々とか問題点が列記されて、最後の部分だけ、一定の地元理解を受けている。それから反対の意見等はみられなかった。ちょっとニュアンスが違っているので、これはこれで残したにしても、最後の締めとして、上記を踏まえ、なお、この議論をさらに進める必要があるので、現時点では町界整理ができないというような、その締めの結論を最後に持ってくればいいのかという気がするんです。ただこの2つだけで残しちゃうとちょっと、文章整理的にね。

会長

見た方が、これができない理由だなと明確にわかるような。

副会長

反対意見はみられなかったけれども、どうしてだめなのということにもなるからね。最終的な調整がついていないですよとちゃんと入れておいていただかないと。

事務局

今の資料3のところにつきましては、字句の整理も含めて、境界の部分についても、もう少しこういう部分とこういう部分とか、明確にわかりやすく整理させていただく。それから最後の部分についても、それが理由でできないんだということがわかるような整理の仕方をさせていただきます。

それから雨田川の部分につきましても同様に、3・4・19号線等の基本線はあるけれども、現在まではこういうような議論になってきていて、そこら辺の整理で、境界の整理は今ではできないんだということがわかるように整理させていただいてということで、もう一度そういったところを整理し直して、再度皆様方のほうにお送りさせていただくようにさせていただきます。もし何かこのほかにもこの議論があったということがあれば教えていただければと思いますけれども、またご連絡いただければと思います。よろしく申し上げます。

会長

一応今後のスケジュール的な市のほうで考えている、次回の審議会の開催も含めてのおよその予定的な流れというのはどういうふうに考えていますか。

事務局

今年度はこれで終わりなんですけれども、次年度、4月以降ですけれども、4月の下旬くらいにもう一度開かせていただいて、今回の整理と、案は、今地元を示す案が決まったと思いますので、その案と、今資料3で審議した町界整理ができない理由を固めて、それを皆さんにお示しして了解をいただくというのと、審議会で説明会を開いていくというような方向でよろしければ、その進め方、日程等、そういったものについても案を示して、こんなふうな形で説明会に臨んだらいいのかなというたたきみたいなものをつくって了解をいただくと。そんなような形にさせていただきますいただければと思います。

会長

そうすると、方向性としては、今まで整理してきたことをまとめて、それで次回の審議会のときにある程度皆さんで確認をしながら、その後、審議会として説明会をするという流れでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会長

それでよろしいですか。

事務局

はい。

事務局

参考に前回東寺方と百草自治会さんのほうにご説明させていただいた資料がございますので、こんな形で前回示させていただいていますので、このような流れの中で整理しながらというふうな形で、まず、これが表題でございます、次が町名地番整理の必要性、それからこれが地番整理の方法等でございます。1、2、3、4と時計回りというふうな形のもの、それから審議会というものはいかなるものかというふうな形のものでございます。それから、次が方針と基準、その次が答申はどういうふうに出していますかというふうな形、それからこれが整理図で、どの辺が整理していないですよというふうな形でございます。次が、整理が行われるとこんなふうになりますよというふうな、番地が、戸籍の表示が変わりますよというふうな形。その次が和田の地区委員会の報告。それから3分割ですよ。これは昭和62年ぐらいになるんですが、のもの。それからこれが東寺方の地区委員会での報告書という形になってございます。

その次が、これが両地区委員会で、青がダブっているところ、ここはいずれの地区にも属さないところというふうな形で出たものをあわせたものでございます。次が、これは字別の面積、どれぐらいの人口がいて、どれぐらいの面積があるのかというふうな形。この辺まではちょっと見えそうなのかなという気がしますので、これから後は、要望書もまた別に出ていますので、これにつけ加えて、これもちょっと私のほうで多少、あまり長くなり過ぎてるところもあるんですが、これからあとは経過でございます。この辺も書き直さなければいけないところもあるかと思いますが、審議会の方向性、この辺から変えていけないのかなというふうに思っていますが、一応こんな流れで、これはエリアマップですので、次回必要かどうか。要は町区域を超えた自治会のエリアはこういうのがありますよというふうな説明も入ってございます。

ここから先が百草自治会と東寺方自治会にご説明したこういう町界でいかがですかというふうな、こういう経過の中でこういうふうに整理

しましたというふうな形の流れになっておりますので、これを加工した中でつくっていくような方向性でいかがかなというふうには思っているんですが、以上でございます。

会長 ご意見いただきますか。いいですか、特に。

事務局 今、お示しさせていただいたような説明資料をつくりまして、事前に次回の会議の前にお配りをして、説明会ということであれば、このような資料をもとに説明をしたいんだということでご審議いただくような手はずをとればと思っておりますので、大体今お示ししたような項目でよろしいということであれば、そのようなところで準備させていただくという考えでございます。

〇〇委員 今ざっと見せていただいた、ちょっと気になったのは、2番目ぐらいだったかな。昔の地区委員会の答申がありましたでしょう。あれが受け入れられないから、こういう審議会が長引いているわけですよ。特に和田の3分割とか何とか。あれは1つの歴史的経過だと思うけれども、その辺のところをちょっと言ってやらないと、この説明会の中であいうふうにはばんばんと出すと、この考え方がまだ基本的に生きているのかと。和田3分割とか、こういうあれがありましたよ。だけど、その後いろいろな問題があって、今こういう形じゃなくて、別の方向へ行っていますということもあわせて言ってあげないとどうかなという気がするんですね。

事務局 見る人が見れば、このほうがいいんじゃないかみたいな話になっちゃうと。

〇〇委員 わけがわからなくなってきましたでしょう。あれは大字として3分割するという、そういう意味ですものね。丁目じゃなくてね。

事務局 こんな形ですね。和田並木が1、2、3、ここですね。それから和田がここに1、2、3、4、ここが中和田1、2、3、4、5というふうな地区委員会の答申でございます。

〇〇委員 昔はこういう答申がありましたよと。だけど、それにこだわっているわけじゃありませんというニュアンスもちゃんと行ってやらないと、何のための説明会資料だというところが、こちらの意図するものとちょっと

違ってくる可能性があるのかなと。

事務局 逆に混乱してしまって、そこからまた説明をなんていう話になると、余計また混乱してしまうわけですから、過去にはこういう歴史もあったけれども、今はこういうふうなことになっていますということでの説明をきちっとするような。

事務局 この辺で経過があるけれども。

事務局 経過の中で整理させていただきます。

事務局 この経過の中で整理させていただくような形にはなろうかと思います。

事務局 出し方も、今のものをすぱっと出すと、そういうふうでちょっと混乱するでしょうから、経過上の中で整理させようということも整理します。

会長 きょうはこの程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

既存区域の町名地番整理については継続審議とさせていただきます。

次回の開催予定等について、事務局のほうからお願いいたします。

事務局 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、まだ具体的なこの日というふうには決めていませんので、4月の下旬ごろをめぐりに会長さんと調整させていただいて、皆さんにご連絡をさせていただきたいと思います。基本的には水曜日になるかと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

会長 以上で、平成20年度第5回多摩市町界町名地番整理審議会を終了いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

事務局 どうもありがとうございました。

— 閉 会 —